

総務部契約業者等選定委員会要綱

(目的)

第1条 この要綱は、総務部所管の業務の執行にあたり、契約業者等の適正な選定を図るため、総務部に総務部契約業者等選定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(任務)

第2条 委員会は、契約業者等の選定に関し、必要な事項を審査する。

2 前項の審査は、「埼玉県建設工事請負等業者選定委員会」において審査する事案を除き、埼玉県財務規則第15条に定められた支出負担行為決裁区分により、副部長以上の決裁を要する事案について行う。ただし、課長又は所長の決裁を要する事案であっても、異例又は重要な事案については、この限りでない。

3 契約業者等が特定されるに相当の理由があると部長が認める場合は、委員会での選定を要しない。

(組織)

第3条 委員会の構成は次のとおりとする。

委員長 総務部長

副委員長 人財政策局長

委員 税務局長、契約局長、人事課長、その他委員長が必要と認めた者

2 委員会は、審査の内容について必要があるときは、関係職員にその説明又は意見を聞くことができる。

3 委員会の事務局は、人事課に置き、個別の業者選定に係る事務は、事業担当課所がこれにあたる。

(運営)

第4条 委員長は、会務を総理し、委員長に事故あるときは、副委員長が、その職務を代行する。

2 委員会は、必要に応じ、委員長が招集する。

3 ただし、委員会を開催するいとまがない場合は、委員全員の回議により審議することができる。

4 委員会は、委員の過半数の出席がなければこれを開くことができない。

5 委員会の議事は非公開とし、出席者は、知り得た秘密を漏らしてはならない。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は委員長が定めるものとする。

附 則

1 この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

2 総務部指名業者選定委員会要綱（平成4年8月26日部長決裁）は廃止する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年12月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。